

○ デジタル庁
総務省 令第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後

欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>〔第一章 略〕</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 個人番号カード用署名用電子証明書(第二十四条―第二十四条)</p> <p>第二款 移動端末設備用署名用電子証明書(第二十四条の二―第二十四条の十九)</p> <p>第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供(第二十四条の二十一―第三十七条の二)</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書(第三十八条―第五十九条)</p> <p>第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書(第五十九条の二―第五十九条の十九)</p> <p>第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供(第六十条―第六十四条の十一)</p> <p>〔第三節・第四節 略〕</p> <p>〔第三章・第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 個人番号カード用署名用電子証明書</p> <p>(署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応)</p> <p>第三条 法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備(法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)を用いて作成されることにより対応するものであることとする。</p> <p>(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項)</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>(署名利用者確認の際に提出する書類)</p> <p>第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>〔第一章 略〕</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書(第二十四条)</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供(第二十四条の二―第三十七条の二)</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 利用者証明用電子証明書(第三十八条―第五十九条)</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供(第六十条―第六十四条の十)</p> <p>〔第三節・第四節 同上〕</p> <p>〔第三章・第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書</p> <p>(署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応)</p> <p>第三条 法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。</p> <p>(署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>(署名利用者確認の際に提出する書類)</p> <p>第五条 〔同上〕</p>
--	---

「一略」
二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために住所都市町村長が適当と認める書類

2 住所都市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。
「一略」

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために住所都市町村長が適当と認める書類

3 前二項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所都市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記載するときは、当該個人番号カードに記載された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3 住所都市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びその複製を直ちに消去するものとする。

「二 同上」
二 署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所都市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所都市町村長が適当と認める書類
「同上」

2 住所都市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。
「一 同上」

二 署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所都市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所都市町村長が適当と認める書類

3 前二項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の申請」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所都市町村長が署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記載するときは、当該電磁的記録媒体に記載された署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3 住所都市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した署名利用者符号及びその複製を、当該住所都市町村長の使用に係る電子計算機に記載しないものとする。

第七条 削除

(機構への通知)

第八条 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等)

第九条 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続)

第十条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するとき、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書の写し(法第三条第四項の個人番号カードに記載されている個人番号カード用署名用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用署名用電子証明書の利用方法その他の署名認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。
[三略]

(申請書の内容等の通知の方法)

第十一条 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法)

第十二条 法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体)

第七条 法第三条第四項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード(住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。)であつて、主務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

(機構への通知)

第八条 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(署名用電子証明書の発行の方法等)

第九条 法第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第三条第六項の規定による署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(署名用電子証明書の提供に係る手続)

第十条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が署名用電子証明書を申請者に提供するとき、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る署名用電子証明書の写し(法第三条第四項の電磁的記録媒体に記載されている署名用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、署名用電子証明書の利用方法その他の署名認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。
[三 同上]

(申請書の内容等の通知の方法)

第十一条 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(署名利用者符号の管理の方法)

第十二条 法第四条の規定による署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

二 申請者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあつては、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

三 当該個人番号カード用署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条 法第七条第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第七条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行した機構の名称

二 個人番号カード用署名用電子証明書の用途に関する事項

〔三略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録及び保存の方法）

第十五条 法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条 法第九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通

一 法第三条第四項の規定により署名利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 同上〕

（署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間は、署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

二 申請者が利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあつては、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

三 当該署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（署名用電子証明書の記録事項）

第十四条 法第七条第二号に規定する電子証明書の記録事項は、署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 〔同上〕

一 署名用電子証明書を発行した機構の名称

二 署名用電子証明書の用途に関する事項

〔三 同上〕

（署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第十五条 法第八条の規定による署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条 法第九条第三項の規定による同条第一項の署名用電子証明書の失効を求める旨の申請は、これを暗号化して行うものとする。

知の方法)

【新設】
第十六条の二 法第十条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に

係る署名利用者の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者の符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者の符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第十八条 法第十一条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）

第十九条 法第十二条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十一条 法第十三条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十二条 法第十四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による個人番号カード用署名用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第二十三条 [略]

【新設】

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項の規定により署名利用者の符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該署名利用者の符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第十八条 法第十一条の規定による署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）

第十九条 法第十二条の規定による署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十一条 法第十三条の規定による署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十二条 法第十四条の規定による署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による署名用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第二十三条 [同上]

〔個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法〕
第二十四条 法第十六条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

〔法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体〕

第二十四条の二 法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとする。

〔移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等〕

第二十四条の三 法第十六条の二第四項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、移動端末設備の操作により同条第一項に規定する電磁的記録媒体において行うものとし、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 申請者は、法第十六条の二第四項の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同条第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

〔機構への通知〕

第二十四条の四 法第十六条の二第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の機構への通知は、これを暗号化して行うものとする。

〔移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方法等〕

第二十四条の五 法第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準は、総務大臣が定める。

2 法第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の申請者への通知は、これを暗号化して行うものとする。

〔移動端末設備用署名用電子証明書の記録に係る手続〕

第二十四条の六 法第十六条の二第七項の規定により申請者が移動端末設備用署名用電子証明書

〔署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法〕
第二十四条 法第十六条の規定による署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔新設〕

を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行うものとする。

- 一 申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項を提示すること。
- 二 移動端末設備用署名用電子証明書の利用方法その他の署名認証業務の利用に関する重要な事項についての提示を行うこと。
- 三 その他総務大臣が必要と認める措置。

(法第十六条の二第二項に規定する事項等の通知の方法)

第二十四条の七 法第十六条の二第八項の規定による同条第二項に規定する事項の通知及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、移動端末設備又は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法)

第二十四条の八 法第十六条の三の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 法第十六条の二第四項の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれた同条第一項の移動端末設備を他人に譲渡し、みだりに貸与しないこと。
- 二 第二十四条の三第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)

第二十四条の九 法第十六条の四に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第二十四条の十 法第十六条の六第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第十六条の六第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構の名称
- 二 移動端末設備用署名用電子証明書の用途に関する事項
- 三 その他主務大臣が定める事項

(移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第二十四条の十一 法第十六条の七の規定による移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第二十四条の十二 法第十六条の八第一項の移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えい等があった旨の届出の通知の方法)

第二十四条の十三 法第十六条の九第一項の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第二十四条の十四 法第十六条の十の規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十四条の十五 法第十六条の十一の規定による移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十四条の十六 法第十六条の十二の規定による移動端末設備用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録及び保存の方法)

第二十四条の十七 法第十六条の十三の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による移動端末設備用署名用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第二十四条の十八 法第十六条の十四第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第二十四条の十九 法第十六条の十五の規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報フ

ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第三款 〔略〕

(特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類)

第二十四条の二十 令第七条の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕三 略

(電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準)

第二十七条 令第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者(次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。)が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの(以下この条及び第八十二条第六号において「電子署名等確認設備」という。)は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

イ 署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書(法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。)又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書(法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)を受領するシステムに係る設備

〔ロ 略〕

ハ イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備

(1) 〔略〕

(5) 対応署名用電子証明書の発行の番号

(6) 〔略〕

(10) 対応利用者証明用電子証明書の発行の番号

〔一〕四 略

(変更の認定)

第二十八条の三 第二十四条の二十から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、それぞれ準用する。

(認定の更新)

第二十八条の四 第二十四条の二十から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認

第二款 〔同上〕

(特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類)

第二十四条の二 令第七条の二に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕三 同上

(電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準)

第二十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書を受領するシステムに係る設備

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔新設〕

(5) 〔同上〕

〔新設〕

〔一〕四 同上

(変更の認定)

第二十八条の三 第二十四条の二から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、それぞれ準用する。

(認定の更新)

第二十八条の四 第二十四条の二から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認

定を受けた者に係る同条第二項の更新の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る同条第二項の認定の更新について、それぞれ準用する。

〔対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法〕

第三十五条の四 令第十四条の三第一号及び第二号の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じて送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

〔署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認のための措置〕

第三十六条の二 法第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第六条第二項又は第二十四条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書

〔利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応〕

第三十九条 法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

〔個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項〕

第四十条 〔略〕

〔利用者証明利用者確認の際に提出する書類〕

第四十一条 法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

〔一 略〕

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために住所地市町村長が適当と認める書類

2 住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

〔一 略〕

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために住所地市町村長が適

を受けた者に係る同条第二項の更新の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る同条第二項の認定の更新について、それぞれ準用する。

〔新設〕

〔署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認のための措置〕

第三十六条の二 法第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第六条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

〔利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応〕

第三十九条 法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

〔利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項〕

第四十条 〔同上〕

〔利用者証明利用者確認の際に提出する書類〕

第四十一条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

2 〔同上〕

〔二 同上〕

二 利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認

電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等)

第四十五条 法第二十二條第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第二十二條第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続)

第四十六条 法第二十二條第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の写し(法第二十二條第四項の個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

〔三略〕

(申請書の内容等の通知の方法)

第四十七条 法第二十二條第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法)

第四十八条 法第二十三條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるものとする。

一 法第二十二條第四項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二略〕

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間)

第四十九条 法第二十四條に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、

構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(利用者証明用電子証明書の発行の方法等)

第四十五条 法第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(利用者証明用電子証明書の提供に係る手続)

第四十六条 法第二十二條第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る利用者証明用電子証明書の写し(法第二十二條第四項の電磁的記録媒体に記録されている利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

〔三同上〕

(申請書の内容等の通知の方法)

第四十七条 法第二十二條第八項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明利用者符号の管理の方法)

第四十八条 法第二十三條の規定による利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるものとする。

一 法第二十二條第四項の規定により利用者証明利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二同上〕

(利用者証明用電子証明書の有効期間)

第四十九条 法第二十四條に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子

個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

- 一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第二十二條第一項の規定による新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日
- 二 当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条 法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行した機構の名称
 - 二 個人番号カード利用者証明用電子証明書の用途に関する事項
- 〔三 略〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第五十一条 法第二十七条の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条 法第二十八条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の漏えい等があつた旨の届出の方法）

第五十二条の二 法第二十九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の漏えい等があつた場合の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条 法第二十二條第四項の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード利用者証明

用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

- 一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の届出及び法第二十二條第一項の規定による新たな利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日
- 二 当該利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条 法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、利用者証明用電子検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用者証明用電子証明書の発行した機構の名称
 - 二 利用者証明用電子証明書の用途に関する事項
- 〔三 同上〕

（利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第五十一条 法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条 法第二十八条第三項の規定による同条第一項の利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の通知は、これを暗号化して行うものとする。

〔新設〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条 法第二十二條第四項の規定により利用者証明用電子符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該利用者証明用電子符号に係る利用者証明用電子符号による法第二十九条第一項の規

用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二條第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第五十四條 法第三十條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第五十五條 法第三十一條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十六條 法第三十二條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十七條 法第三十三條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第五十八條 [略]

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第五十九條 法第三十五條の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

定による法第二十二條第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第五十四條 法第三十條の規定による利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第五十五條 法第三十一條の規定による利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十六條 法第三十二條の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十七條 法第三十三條の規定による利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第五十八條 [同上]

(利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第五十九條 法第三十五條の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書

[新設]

(法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体)

第五十九条の二 法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等)

第五十九条の三 法第三十五条の二第四項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、移動端末設備の操作により同条第一項に規定する電磁的記録媒体において行うものとし、移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 申請者は、法第三十五条の二第四項の規定により移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

(機構への通知)

第五十九条の四 法第三十五条の二第五項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の方法等)

第五十九条の五 法第三十五条の二第六項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第三十五条の二第六項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書の申請者への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の提供に係る手続)

第五十九条の六 法第三十五条の二第七項の規定により申請者が移動端末設備利用者証明用電子証明書を同法第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請に係る移動端末設備利用者証明用電子証明書の記録事項を提示すること。

二 移動端末設備利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての提示を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(法第三十五条の二第二項に規定する事項等の通知の方法)

第五十九条の七 法第三十五条の二第八項の規定による同条第二項に規定する事項の通知及び移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに移動端末設備利用者証明用電子証明書の通知は、移動端末設備又は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法)

第五十九条の八 法第三十五条の三の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第三十五条の二第四項の規定により移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれた同条第一項の移動端末設備を他人に譲渡し、みだりに貸与しないこと。

二 第五十九条の三第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の有効期間)

第五十九条の九 法第三十五条の四に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の記録事項)

第五十九条の十 法第三十五条の六第二号に規定する主務省令で定めるものは、移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第三十五条の六第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移動端末設備利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称
- 二 移動端末設備利用者証明用電子証明書の用途に関する事項
- 三 その他主務大臣が定める事項

(移動端末設備利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第五十九条の十一 法第三十五条の七の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第五十九条の十二 法第三十五条の八第一項の移動端末設備利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨

の届出の通知の方法)

第五十九条の十三 法第三十五条の九第一項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第五十九条の十四 法第三十五条の十の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十九条の十五 法第三十五条の十一の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十九条の十六 法第三十五条の十二の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存の方法)

第五十九条の十七 法第三十五条の十三の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第五十九条の十八 法第三十五条の十四第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第五十九条の十九 法第三十五条の十五の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第三款 [略]

(対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第六十四条の二 令第二十五条の二第一号及び第二号の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項)

第六十四条の三 令第二十五条の三第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

(利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置)

第六十四条の四 法第三十八条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第四十二条第二項又は第五十九条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

2 前項の規定にかかわらず、第五十九条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力に代えて、移動端末設備において設定した生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を移動端末設備の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。)の使用とすることができる。

(特定利用者証明検査者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第六十四条の五 法第三十八条の二第一項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 電子利用者証明に用いられた利用者証明検査符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法(ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条各項に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。)

(認可の申請)

第六十四条の六 [略]

(確認の業務の用に供する設備の基準)

第六十四条の七 法第三十八条の二第三項第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

第二款 [同上]

〔新設〕

(利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項)

第六十四条の二 令第二十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

(利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置)

第六十四条の三 法第三十八条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

〔新設〕

(特定利用者証明検査者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第六十四条の四 [同上]

〔一 同上〕

二 電子利用者証明に用いられた利用者証明検査符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法(ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。)

(認可の申請)

第六十四条の五 [同上]

(確認の業務の用に供する設備の基準)

第六十四条の六 [同上]

〔一〇五 略〕

六 認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の五第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

〔七 略〕

第六十四条の八・第六十四条の九

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の十 令第二十五条の五に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十一 [略]

〔一〇四 略〕

第三節 認証業務関連事務の委任

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一 法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

イ 法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ 個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存
ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

〔一〇五 同上〕

六 認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の四第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

〔七 同上〕

第六十四条の七・第六十四条の八

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の九 令第二十五条の四に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十 [同上]

〔一〇四 同上〕

第三節 認証業務関連事務の委任

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条 [同上]

一 [同上]

イ 法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ 署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存
ハ [同上]

(1) 法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項の規定による署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

の記録

- (3) 法第二十二條第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用符号及び利用者証明用符号検証符号の個人番号カードへの記録
- (4) 法第二十二條第七項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ 個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三條第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七條第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次條第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二條第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

イ 法第三條第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ 法第二十二條第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用符号及びこれと対応する利用者証明用符号検証符号の作成

三 電話による個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四 個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認

五 個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

〔2・3 略〕

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六條 委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

二 個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書の発送先の住所等

〔三 略〕

〔2 略〕

（帳簿の記載事項等）

第七十一條 法第四十條に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (3) 法第二十二條第四項の規定による利用者証明用符号及び利用者証明用符号検証符号の個人番号カードへの記録
- (4) 法第二十二條第七項の規定による利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ 署名用電子証明書発行通知書（法第三條第七項の規定により個人番号カードに記録した署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七條第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次條第一項第一号において同じ。）及び利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二條第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二 〔同上〕

イ 法第三條第四項の規定による署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ 法第二十二條第四項の規定による利用者証明用符号及びこれと対応する利用者証明用符号検証符号の作成

三 電話による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四 署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認

五 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

〔2・3 同上〕

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六條 〔同上〕

一 署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

二 署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書の発送先の住所等

〔三 同上〕

〔2 同上〕

（帳簿の記載事項等）

第七十一條 〔同上〕

〔一略〕

二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

三 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日

四 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の件数

五 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

〔六略〕

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条 法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を行った年月

三 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の件数

四 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法

〔2略〕

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条 機構が認証業務の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

〔一〇三略〕

四 認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用署名用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この号及び次条において同じ。）、利用者証明用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード

〔二同上〕

二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

三 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日

四 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数

五 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

〔六同上〕

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条 〔同上〕

一 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月

三 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

〔2同上〕

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条 〔同上〕

〔一〇三同上〕

四 認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は特定利用者証明検証者証明符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は当該特

<p>利用用者証明用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備利用用者証明用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この号及び次条において同じ。又は特定利用用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号、当該利用用者証明用電子証明書発行者署名符号又は当該特定利用用者証明用電子証明用電子証明符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。</p> <p>〔五 略〕</p> <p>〔保存〕</p> <p>第八十二条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受領し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔二〕 法第十六条の二第二項に規定する通知、法第三十五条の二第二項に規定する通知 当該通知を受けた日から記載して十五年を経過する日</p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>七 特定利用用者証明用検査者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの当該書類を受領し、又は作成した日から起算して一年を経過する日</p> <p>イ 第六十四条の六第一項各号に掲げる事項及びその変更に関する記録</p> <p>ロ 第六十四条の七第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）</p> <p>ハ 第六十四条の七第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）</p> <p>ニ 第六十四条の七第三号から第七号までの措置に関する記録</p> <p>〔ホ 略〕</p> <p>ヘ 特定利用用者証明用検査者証明符号電子計算機処理等設備及び第六十四条の七各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録</p> <p>〔ト〇リ 略〕</p> <p>〔八 略〕</p>	<p>特定利用用者証明用検査者証明符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>〔保存〕</p> <p>第八十二条 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>七 特定利用用者証明用検査者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの当該書類を受領し、又は作成した日から起算して一年を経過する日</p> <p>イ 第六十四条の五第一項各号に掲げる事項及びその変更に関する記録</p> <p>ロ 第六十四条の六第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）</p> <p>ハ 第六十四条の六第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）</p> <p>ニ 第六十四条の六第三号から第七号までの措置に関する記録</p> <p>〔ホ 同上〕</p> <p>ヘ 特定利用用者証明用検査者証明符号電子計算機処理等設備及び第六十四条の六各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録</p> <p>〔ト〇リ 同上〕</p> <p>〔八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和五年五月十一日から施行する。